

訴訟事件の終了について

下記事件について、口頭弁論期日に原告が出頭しなかったことから、民事訴訟法第263条の規定により訴えの取下げがあったものとみなされ、本事件は終了した。

記

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成31年(2019年)3月20日 東京簡易裁判所に訴えの提起

4月3日 訴状送達

令和2年(2020年)1月24日 訴えの取下げの擬制・終了

4 事案の概要

本件は、原告が、中野区の職員に貸与したCDについて後日返却を受けたところ、当該CDの入ったケースが破損していたと主張し、被告に対し1,000円の損害賠償金の支払を求めたものである。

5 請求の趣旨

(1) 被告は原告に対し、1,000円を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。